

「宗教二世の人権とその法的枠組み」

家庭の価値を重要視することは世界的なコンセンサスである。

ただいまご紹介にあずかりました弁護士の徳永です。基調講演はみんな10分ずつくらいで回すべきだと言うのが僕の意見だったので、僕が時間をオーバーするわけにはいかんと思っているんですけども、言わなきゃいけないことを先に言いますね。今回の家庭連合およびその関連団体、それから二世の方々の問題を法的に考えるうえで基本的な枠組みというのを示していく必要があると思ったので、整理したんですけどね。まず、家庭連合と言うのは、詳しいことは僕はまだ知らないですけども、とにかく家庭の価値というのを大事にするところなんだということですよ。それで、その関連団体も家庭の価値ということを非常に大切に掲げている団体だと。そして、そのことを政治等を通じて、あるいは社会活動を通じて実際のコミュニティの中で実現していこうという考え方のところだと理解しています。そういう家庭の価値っていうものを憲法や人権の世界ではどんなふうに評価しているのかということを一応、知っておいてもらいたいかなと思います。基本的には国際人権規約、B規約というのが、国際条約として、有効な法的枠組みとして成立しているわけなんです。もちろん、日本も締結していますが、その23条の1項に「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」とあります。これは世界人権宣言第16条3項と同じです。それから、児童の権利に関する条約というのを聞いたことがあろうかと思いますが、その前文の第5節に「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるような保護及び援助をあたえられるべきである」というのが世界的な、今の国際関係におけるコンセンサスですよ。当然、その内容は日本国憲法を通じて日本の社会でも基本的な価値であるということです。これはあまりにも当たり前すぎるんですけど、案外と知らない人が多いので、あえて書いておきました。

宗教の自由は、宗教で得た信念をもって社会を変えていこうという働きそのものを保護している

それから、宗教または信仰の自由ということ。これも当たり前のこととして、皆さんご存じだと思いますけれども、国際人権規約というのはA規約とB規約があって、A規約っていうのは社会権、それからB規約っていうのはいわゆる市民的自由、自由権なんですよ。その区別があるんですけども、その第18条1項に宗教又は信仰の自由について書いています。そこではどんなふうに書いてあるかというと、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に関する権利を有する」と、ここは誰でも知っていることですよ。ここから、「この権利には、自ら選択する宗教またはいかなる信念でもこれを有する自由」それから、「並びに、単独でまたは他の者と共同および公的または私的に、礼拝、儀式、行事および布教によってその宗教または信念を表明する自由を含む」とあるんですよ。これは大事なことで、信教の自由っていうのは、宗教を持つのは自由だよ、それは個人の自由だよ、という話じゃない。宗教の自由というのは、その宗教で得た信念、あるいは教義、そのことをもって社会を変えていこうという働きそのものを宗教の自由として、これは保護しているんだよということを覚えておいてください。同じことは、「宗教又は

信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」というのを国連がやっています、その第1条1項で、これと同じ定義で宗教の自由を論じています。

政教分離とは、政治と宗教が関わってはいけないという意味だという認識は大きな間違い

ここで何が言いたいかというと、テレビとかで識者が出てきてコメントするんだけど、みんなほんとにいい加減なコメントをしているわけ。テレビに出て、この問題について言う人は、それなりに勉強しているんだろうと思うんだけど、社会学者とかは、実は政教分離っていうのを知らないで、自分のイメージで語っているのね。よく、旧統一教会、家庭連合が自民党の議員に接触して、働きかけて、こういうふうなことについてどうかっていうことで、場合によっては協約、協定を書かせたりしていることを指して、それは政教分離に違反するっていうようなのが、普通に語られているっていうことを、僕は聞いてびっくりした。そういうことを言っている場面は聞いたことあるでしょう。わりとちゃんとした人が言っててね。これは法律家、僕は憲法を専攻していたので、その中でも政教分離を自分の主題的なテーマとして扱ってきた人間から言わせれば、それはなんか迷信か社会的な誤解じゃないのっていうレベルなんだ。要は、政治と宗教が関係してはだめだ、関わってはだめだ、みたいなイメージでとらえているけれど、そういうものとは全然違う。たぶん、この政教分離という言葉が良くないんだね。なんとなく、政治と宗教というのは分離しなきゃなんないというイメージで、政治の方から宗教に接近することも、宗教の方から政治に接近することもだめみたいな感じで、まずはその言葉のイメージで捉えてるんだと思うんですけど、まさか、そんなことが一般的に通用しているとは、僕は思ってなかったの、まあ、馬鹿なコメンテーターもいるもんだくらいで思ってた、これは、認識を変えないかなと思ったのは、集英社新書から『日本のカルトと自民党』という、その副題が「政教分離を問い直す」ということで橋爪大三郎先生が出していて、今みたいなイメージで、政教分離に違反するから統一教会と自民党の癒着は、これは徹底的に排除しなきゃいけないんだ、みたいなことを大真面目で書いてんですね。僕は、橋爪さんの本は、哲学者を名乗っているから、構造主義とか、そういったものについても簡単な読み本を書いて、読みやすくまとめてくれていて、ずいぶん読んでたんですけど、宗教のことについても、池上さんみたいな形で、宗教がわかれば世界がわかるみたいなことでいろいろ書いていたから、それなりの知識はある人だと思ってリスペクトしていたんだけど、そんなことを言っている。これはひどい。宗教の自由っていうもの、そのものが、政治家に接触したり、あるいは社会を変えていくために、積極的に活動することなのよ。信教の自由っていうのは、それも含むのよ。ここ（B規約を指して）には、そのことを、宗教、信念を表明する自由とかいう言い方しているけれども、当然、宗教団体にも、その宗教団体をつくる自由があるし、活動の自由を、宗教団体が人権として保障されているわけね、その中身は、まさに社会の中で、そういう動きをするっていうことですよ。これに反対しているのはマルクス主義者なのよ。これ、前、どっかでも言ったけどね。僕らが若い頃は、いっばしのインテリになろうと思ったら、マルクスの著作は、全部読まなあかんかった。だから、岩波文庫とか、マルクスの本を2冊も3冊も買うわけよ。そして、それをね3回くらい読むわけよ。その中の一つに「ゴータ綱領批判」という有名なものがあってね、これは共産主義と宗教との関係についての原点みたいな話で、結局のところ、そのころのドイツ共産党の綱領の中に、宗教に対して、どういうふうなスタンスを取るのかということの、戦略が書いてあるわけだけでも、基本的にマルクスが言ったのは、宗教というのは個人の領域にとどめないとだめなんだ、つまり、社会の常識、社会の規範という形で宗教というのは必ず出てくると。それをそのままに

していたらダメなんで、これをなくせというのはい今の段階では難しい。できないから、これについては個人の領域にとどめるべきだということで、社会の思想と宗教の共存を果たすという、そういう戦略を立ててるんだけど、要はゴータ綱領で言っていることを、今、コメンテーターなんかが出てきて、それを政教分離の問題として、なんか、取っ換えちゃってるんだね。そうじゃない、ということ。まさに、この辺（B規約を指す）にわざわざこういうことを書いているっていうのは、これはね、ヨーロッパではゴータ綱領のイメージがびしっとあるから、それとは違うんだよということをわざわざ記しているんだというくらいに考えてもらっていいと思う。

政教分離は普遍的ではない。ヨーロッパにおいて政教分離とは異なる宗教の共存を意味する

そのところはね、僕の裁判にも関係することなんだけれども、当然、「宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」4条1項には、こう書いています。「すべての国は、市民的、経済的、政治的、社会的および文化的な生活の全領域において、人権および基本的自由が承認、行使および享有される際、宗教または信念を理由とする差別を防止し、かつ撤廃するための実効的な措置をとる」、その2項には「すべての国は、あらゆる努力を払い、こうした差別を禁止するために、必要な場合、法律を制定または廃止し、かつ、これに関して宗教またはその他の信念を理由とする不寛容と闘うためにすべての適切な措置をとる」ということがあって、ここに不寛容という言葉が出てきますけれども、政教分離っていうのは、普遍的な法則ではありません。アメリカと日本と、フランスにおいて、これがよく言われますけれども、政教分離はヨーロッパにおいては、全く普遍的ではない。ヨーロッパ人権条約とか、あるいはヨーロッパ憲法等を彼らは、今、一生懸命に作ろうとしているけれども、そのなかには「政教分離」っていうのは出てこないし、国際人権規約にも、政教分離は出てきません。それはなぜかという、イギリスにしても国教を持っていますよね。スウェーデンやフィンランドやデンマーク、そういう北欧諸国なんかも、皆、国教をもっています。だいたい、国教をもっている国というのは国旗の中に十字架が入っているんですよ。逆に言うと、十字架が入っている国旗を持っているところは、みんなキリスト教が国教ないしは準国教というかたちの扱いをされているということで、それであっても、彼らは、自分たちの国々が宗教に関する人権保障において不十分だというふうに考えていない。なぜかという、彼らに言わせれば、政教分離っていうのは、宗教の寛容のことですよって言うんですよ。宗教的寛容、宗教が共存するという、昔の旧教と新教との間で血みどろの殺し合いをやったっていうのをウェストファリア条約で、そういうものをなくしましょうとやってきた。そのことによって、異なる宗教を信じている人たちが共存できる社会の仕組みをつくりましょうということになって、それが国教を持っていても、国教を持っていなくても、あるいはカソリックの支配があっても、そうでなくても、それをやっていく世界をつくってきたよっていうのが、ヨーロッパの一つの軸で、それがアメリカに行った時に、アメリカは新しい社会だから、いろんな教派がいくわけよ。いろんな宗派がいくわけ。もちろんプロテスタントが多いんだけど、それこそピューリタンっていうのは、カルヴァンのユグノー派ですよ、が行って、また、別の州のところでは、アドバンテストとかなんかが行って、それからクエーカー教徒が行って、それからカソリックも行って、どこかには英国国教会も行ってんですよ。それぞれがそれぞれの州を開拓して、つくっていくわけ。それで憲法ができる時に、国教を禁止した。その時の国教禁止の意味合いというのは、今は、公的に宗教と言うのに政府は関与しないということだけれども、当初は、それぞれの宗教は、それぞれの州に任せよう、統一的な国教はつくらないという意味もあったんだというのが、アメ

リカの保守派の政教分離に対する主張なのね。だから、政治と宗教が関わらないという原則は、本来は、むしろ、フランスの方であった。それはフランスの「ライシテ」っていうんだけど、宗教性っていうのをできるだけ公的な領域からなくすっていうことで、宗教的でない国家をつくろうっていう左派の動きがあって、それによってできた政教分離だったんですけども、日本の政教分離というのは、むしろアメリカから来ているんで、積極的に宗教と関わっていかうというね、ただ、そういうところで中立でないよとだめだよ。どっかの宗教をえこひいきしちゃだめだよと。そういう依怙鼻頂で中立性が侵された時には、それは政教分立してチェックするよという意味合いなのでね。そのあたりが全然違うんだ。

地方自治体の関係断絶決議は国際人権規約に違反するものである

本件の裁判との関係、本件の裁判と言うのは、富山市、それから大阪市、富田林市、大阪府、それから北九州市、これらの議会が旧統一教会およびその関連団体、そこからの関係、関りを一切遮断するとか、断絶するとか、あるいは富田林市は根絶すると。根絶はないだろうと思うんだけど、どういうことかという政治的プロセスから排除するということですよ。そのことが国際人権規約に違反するというのは、25条を見ればわかる。「すべての市民は、第2条に規定するいかなる差別（人種、性、宗教、財産等）もなく、かつ不合理な制限なしに、次のことを行う権利を有する」「直接に、又は自由に選んだ代表を通じて、政治に参加すること」、これを否定するのが、今言ったような決議ね。それがおかしいということは、これ見りゃわかるだろうという話。

国際条約の中で、親が自らの宗教や信念に従い、子供に宗教的教育を確保する自由が尊重されている

最後に、二世の問題っていうから、じゃあ、その二世の問題は法的にどういうふうに見て行ったらいいのかということ。これについても国際人権規約の中に、一応、ヒントというかとっかかりがあります。どういうことかという、国際人権規約、B規約18条の4項、さきほどの信教の自由の条項なんですけど、その4項にこう書いています。「この規約の締結国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約する」と書いてあるんです。要するに、親にはその権利があって、その妨害を国や社会はしちゃいけないんだって書いてあるんだよね。これが出発点。次に「宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」5条1項、「子どもの親または場合により法定保護者は、自らの宗教または信念に従い、かつ、子どもの教育に適当と信じる道徳的教育に留意しながら、その家族内での生活を組織する権利を有する」ここでも、少なくとも未成年のうち、親の宗教に従わなきゃなんないということ。それから児童の権利条約、これは子供の目から見た、国際条約だけれども、14条1項「締結国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」という、これはまあ、当然ね。そして2項に、「締結国は、児童が1項の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する」って書いてあるわけ。だから親が持っている子供に対する道徳や宗教的な問題についての権限と言うのは、まず、親にあるんだ、というのを前提にしています。もちろん、ここのところは、20歳になって、あるいは18歳になって、成年になった時には、そこから自由に抜けるという子供の権利を尊重するというのは当然入っているわけです。このことがわざわざ、こういう国際文書の中に出てきているっていうのは、ヨーロッパの状況を考えたらわかると思います。キリスト教にもいろんな宗派があります。かつユダヤ教もあります。最近ではイスラム教も入って

きてます。そういった中で、支配的でない宗教。たとえば、ユダヤ教の家族は学校行ったら、みんなキリスト教徒なわけ。そこでユダヤ教の戒律やら慣習やら、そういったものに従わなきゃいけないってことで、必ず学校生活において、いろんな衝突があるわけです。そういった衝突が、実は、ユダヤ人差別にもつながってたわけなんですけれども、そういったことについて、どう考えるかって言った時、親の権限を、権利を大事にしましょうねと、そうでないと学校が、あなた、親がやっているのはユダヤ教らしいけれども、ここに来た以上は、キリスト教の方がずっと進歩的だし、これに従いなさいみたいなことを勝手にやってはだめなんだ、ということを歴史的な教訓の中で、こういう形の文言に収まっているということ。これから日本がもし、多様性という言葉を尊重して、文化多元主義っていう思想を一つの理想だとして掲げるのであれば、少数の宗教的価値観、宗教の教義、そういったものを信じている人たちをどのように尊重して共存していくかということが、一番のテーマになるはずなのに、その一番最初の、この旧統一教会、あるいは家庭連合という信仰体系をもった人たち、そしてその子供たちに対する、今の対処の仕方っていうのは、非常にまずいなという観点から、いわば日本における立憲主義を守らなきゃいけないんじゃないかっていう観点と、もう一つは、この旧統一教会との関係によって、大変、落とされてしまった安倍元総理の名誉を回復するという気持ちをもってこの問題に取り組むようになりました。すみません。時間おしましたけれども、あとはパネルディスカッションの中でお話ししたいと思います。ありがとうございました。